

において1,000,000円の補助金収入があるにも係わらず、特定収入に該当するか否かの検討を行っていなかった。原種センターにおいては、これらの補助金等収入が特定収入に該当するのであれば、特定収入割合が5パーセント超になり、調整が必要とされることになる。今年度、原種センターにおいては、これらの補助金は、当監査人が交付決定通知書、実績報告書を閲覧した結果、概ね人件費に充当され、特定収入以外の収入であることが判明したため、結果として今年度の実績値においては消費税納付額への影響はなかった。

しかし、今後においては補助金等の不課税収入があった場合には、特定収入であるか否かの検討をしなければ、特定収入に係る仕入税額控除の特例を適用しないこととなり、消費税納付額の計算を誤る可能性があり、ひいては税務調査において追徴課税を受ける等消費税実務執行上問題が生ずる可能性があるため、不課税収入が特定収入に該当するか否かの判断を必ず行わなければならない。

#### 2-2-4 長野県道路公社(平成14年度の過少申告額1,367,809円)

##### 2-2-4-1 課税売上の計上漏れ

長野県道路公社は、本則課税方式を適用し、課税売上割合95パーセント以上の事業者である。「収入支出明細書」に計上されている受託業務収入は2,092,530,000円であったが、「消費税算定表」における受託事業収入は2,063,806,000円であった。この差額28,724,000円は、新和田トンネル有料道路事業に係る事務委託料収入(税込)であるが、集計ミスによる課税売上の計上漏れということが判明した。この計上漏れにより、 $28,724,000 \times 5/105 =$ <sup>134</sup>の消費税の過小申告となっている。これに関して修正申告を行うよう指導を行った。

#### 2-2-5 財団法人長野県テクノ財団(平成14年度の節減可能額1,071,400円)

##### 2-2-5-1 特定収入における調整割合の計算誤り

財団法人長野県テクノ財団(以下、「テクノ財団」という。)は、課税売上割合が95パーセント未満であり、本則課税方式を適用し、一括比例配分方式を選択している事業者である。また、特定収入割合が5パーセント超であるため、調整割合による調整が必要となるが、この算出の仕方に誤りが見られた。調整割合の分子は「課税仕入れ等にもみ用途が特定された特定収入以外の特定収入」とされている。テクノ財団における「課税仕入れ等にもみ用途が特定された特定収入以外の特定収入」は、一般会計・その他補助金収入843,500円、特別会計・補助金収入182,627,000

---

<sup>134</sup> 実際の納付では、消費税と地方消費税をわけて計算するため、この金額とは若干の差額生じる。

円、特別会計・負担金収入 2,500,000 円、以上合計 185,970,500 円が該当するが、これを考慮せず、調整割合を 0(ゼロ)パーセント((表 2)納付税額の計算表⑥参照)としていた。

#### 2-2-5-2 調整割合を積算させる特定収入の集計誤り

また、本報告書・第三編 2-2-5-1 で「課税仕入れにのみ使途が特定された特定収入以外の特定収入」とした 185,970,000 円を「課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入」271,776,456 円と合わせて消費税調整額を次のように計算している((表 2)納付税額の計算表⑤参照)。

$$(271,776,456 + 185,970,000) \times 4/105 \times 55.6927835 \dots \% (\text{課税売上割合}) = 9,711,688 \text{ 円}$$

以上、本報告書・第三編 2-2-5-1 と本報告書・第三編 2-2-5-2 の2点より 1,071,400 円((表 2)納付税額の計算表修正前⑮－修正後⑮参照)の過大納付になっているため、更正の請求を行うよう指導を行った。平成 14 年度申告の更正の請求はテクノ財団においては、法定申告期限から 1 年後である平成 16 年 5 月末日まで行うことができるとされている<sup>135</sup>。

修正前・修正後の調整割合及び納付税額は以下のとおりとなる。

(調整割合の計算)

資産譲渡等の対価の額 = 366,049,035 円

課税仕入れにのみ使途が特定された特定収入以外の特定収入 = 185,970,500 円

調整割合 =  $\{185,970,000 / (366,049,035 + 185,970,500)\} \times 100 = 33.6891 \dots \%$

(表 2) 納付税額の計算表

項目	No	修正前	修正後	計算式
調整前課税仕入れ等の税額	①	14,933,697	14,933,697	
課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入	②	271,776,456	271,776,456	
同上消費税額	③	10,353,389	10,353,389	② × 4 / 105
課税売上割合	④	55.692735…%	55.692735…%	
消費税調整額 a	⑤	9,711,688	5,766,085	③ × ④ 但し修正前金額は 2-2-5-2 参照。
差引	⑥	5,222,009	9,167,612	① - ⑤

<sup>135</sup> 国税通則法第 23 条第 1 項第 1 号。

調整割合	⑦	0%	33.6891…%	
消費税調整額b	⑧	0	3,088,487	⑥×⑦
消費税調整額合計 a+b	⑨	9,711,688	8,854,572	⑤+⑧
控除対象仕入税額	⑩	5,222,009	6,079,125	①-⑨
課税標準	⑪	203,862,000	203,862,000	
消費税額	⑫	8,154,480	8,154,480	⑪×4%
納付税額	⑬	2,932,400	2,075,300	⑫-⑩(百円未満切捨)
地方税納付税額	⑭	733,100	518,800	⑬×25%(百円未満切捨)
納付税額合計	⑮	3,665,500	2,594,100	⑬+⑭

## 2-2-6 社団法人長野県高圧ガス保安公社(平成14年度の節減可能額92,800円)

### 2-2-6-1 非課税売上の集計誤り

社団法人長野県高圧ガス保安公社(以下、「高圧ガス保安公社」という。)は、課税売上割合が95パーセント以上で、特定収入割合が5パーセント超の事業者である。課否判定書における利息収入、有価証券売却収入の金額の入力誤りによる非課税売上の集計誤りが見られた。なお、課税売上割合は修正後も95パーセント以上となる。

(非課税売上額)

修正前 2,521,140円

修正後 3,133,121円

上記のとおり、非課税売上額の集計に誤りがあったため、調整割合が減少する。

(調整割合)

修正前  $\{4,608,000 / (69,085,701 + 4,608,000)\} \times 100 = 6.2529\cdots\%$

修正後  $\{4,608,000 / (69,697,682 + 4,608,000)\} \times 100 = 6.2012\cdots\%$

### 2-2-6-2 仕入控除税額の計算誤り

平成13年度は、課税売上割合が95パーセント未満で個別対応方式を選択していたため、非課税売上対応分を仕入控除税額より控除していた。しかし平成14年度は課税売上割合が95パーセント以上であるため、仕入控除税額は全額控除となるが、平成13年度の個別対応方式をそのまま行い、非課税売上分を仕入控除税額より控除していた。

(控除仕入税額)

修正前 1,961,378 円

修正後 2,035,720 円

以上の点を勘案して消費税の再計算を行った結果、92,800 円の過大納付となっているため、更正の請求を行うよう指導を行い、それを受けて速やかに更正の請求を行なった。

## 2-3 是正改善を要しない事例

以下の事業者については、是正改善を要する事項は存在しなかったが、どのような事項について、いかなる検討を行い、適切な処理が行われていると判断されるにいったかを明らかにしておく。

### 2-3-1 長野県印刷事業費特別会計

簡易課税方式により、適切に仕入控除税額が計算されていた。また簡易課税適用にあたって、第三種事業としていることも印刷業を営む当該事業として妥当であるところから、消費税計算は適切に行われているものと判断した。

### 2-3-2 長野県電気事業会計

2-3-2-1 課否判定の妥当性を確かめるため「消費税額及び地方消費税額集計表」(課否判定書に相当する)の次の科目について以下のように内容確認を行った。

① 資本的収入である長期貸付金返還金 626,000,000 円と資本的支出である他会計への長期貸付金 600,000,000 円

長野県電気事業会計(以下、「電気事業会計」という。)における資本的収入である長期貸付金返還金 626,000,000 円と電気事業会計における資本的支出である他会計への長期貸付金 600,000,000 円について質問したところ、前者は平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 4 月 1 日の観光施設会計への貸付金の返還金であり、後者は平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日の観光施設会計への貸付金であり、両方とも不課税であり、長期貸付金返還金収入は特定収入以外の収入であることが確認された。

② 資本的収入固定資産代金 10,364,160 円、収益的収入雑収益固定資産売却益 39,394,330 円は土地売却益であり、非課税収入であることを確認した。

③ 資本的収入工事受託金 1,716,000 円は湯の瀬ダム調整池改良工事に関するもので、電気事業会計内の水力発電設備整備費から振替を行っているものである。この処理はダム管理費に関して経費の総額を把握するために単独の科目を設けて処理を行うようにという中部経済産業局からの指導に従ったものである。電気事業会計においては、他の利水者(本件では長野市のみ)の持分割合 284,000 円も工事受託金収入として収入し、他方で、電気事業会計支出として工事費 2,000,000 円と消費税 100,000 円との合計 2,100,000 円を支出している。工事受託金収入のうち長野市からの受託金は税込金額 298,200 円で課税取引として計上されているのに対し、電気事業会計分である水力発電設備整備費からの振替による受託金は税抜 1,716,000 円で不課税取引として計上されている((表 3)参照)。

この処理が、消費税法上、問題があるか検討した結果、現在の段階では結果として問題はないと結論付ける。以下、理由を述べる。

検討する問題点は次の 3 点である。

第 1 点は水力発電設備整備費から資本的収入工事受託への振替取引を現在は不課税取引として行っているが、課税取引とすべきではないかというものである。振替取引は資産の譲渡等の対価ではなく、不課税取引であるため、現在の処理は妥当であるといえる。

第 2 点は、当該振替取引について、現在は税抜きで行われているが、税込みで行われるべきではないかという問題である。電気事業会計においては、振替は支出と収入が同時に同額計上され、結果として相殺されるものであるため、税抜きでもかまわないのではないかと認識しているが、税込金額の支出である工事費を賄うための収入であるから、たとえ相殺されるものであっても、税込で把握されるべき性質のものであるとも考えられる。

長野市の分(課税売上 298,200 円、課税仕入 298,200 円)を除いて、事業全体で考えれば、水力発電設備整備費から工事受託金収入へ電気事業会計内の不課税取引として振替が行われているほかは、受託工事費 1,801,800 円(課税仕入)が支払われているに過ぎない。工事受託金収入は受託工事費に対する課税売上ではなく、水力発電設備整備費と相殺されるものであるから、必ずしも受託工事費が税込みであることにあわせて税込み金額とする必要はないと思料される。

第 3 点は現状では課税仕入にかかる消費税額が 100,000 円であり、課税売上に係る消費税額が 14,200 円であるから、この取引に関してのみいえば 85,800 円還付される事となる。このような還付が行われるような処理が消費税法上、適切であるかの問題である。

工事受託金収入は水力発電設備整備費と相殺されるものである受託工事費を賄う最終財源ではない。受託工事費が最終的に課税売上で賄われている場合には、受託工事費に含まれる消費税 85,800 円は課税売上に係る消費税と結果的に相殺される。受託工事費が補助金等の不課税収入で賄われている場合には、特定収入割合が 5% を超えていれば、受託工事費に含まれる消費税 85,800 円は課税仕入に係る消費税として認識されるが、特定収入に係る仕入税額控除もまた同額となり結果的には仕入税額控除ゼロとなる。受託工事費が補助金等の不課税収入で賄われている場合であって、特定収入割合が 5% 以下の場合には、85,800 円は課税仕入に係る消費税とし

て認識され、この取引のみであれば還付を受けることができる。

電気事業会計は、特定収入割合が5%以下であり、受託工事費が補助金等の不課税収入で賄われている場合であり、この取引のみであれば還付を受けることとなっても、消費税法に反した処理ではない。

なお、ダム管理費については上記資本的収支以外に、収益的支出である共有設備費等分担金から収益的収入であるダム管理受託収入に税抜きで不課税取引として振り替えを行い、収益的支出としてダム管理費(課税仕入)が税込みで支出されている。これに関しても上記資本的収支と同様であり、現状では消費税計算上の影響はない。

(表 3) 工事受託金関係説明表(電気事業会計作成)

受託工事費	税抜き工事費 2,000,000		消費税 100,000
	↑	↑	↑
工事受託金 収入	電気事業会計 1,716,000 水力発電設備整備費から振替	長野市 284,000	長野市 14,200 消費税 85,800 消費税

④ 資本的収入雑収入 32,630,000 円は裾花発電所落雷による損傷に対する損害共済金の給付である事を確認した。

#### 2-3-2-2 その他の事項

電気事業会計は特定収入割合が5パーセント以下であり、特定収入に係る仕入税額控除の特例の適用はない。消費税計算過程は適切であり、その結果、すべての消費税計算は適切に行なわれていた。

#### 2-3-3 長野県ガス事業会計

##### 2-3-3-1 工事負担金について課否判定の妥当性

長野県ガス事業会計(以下、「ガス事業会計」という。)の工事負担金について課否判定の妥当性を確かめるため、以下のとおり、「消費税額及び地方消費税額集計表」の内容確認を行なった。まず、需要家からの申し込みを受けて需要家の敷地までガス管を敷設する工事の負担金は、需要家に対して対価性があり、すべて課税取引としている。次に、主に下水道工事の必要のために市町村からの要請によりガス管を移設する工事の負担金は、不課税収入であり、そのうち人件費に充当する事務費については特定収入以外の収入であり、それ以外は特定収入である。

負担金のうち、地方債償還金に充当するものはないことを確認した。

2-3-3-2 「消費税額及び地方消費税額集計表」の課税仕入額と「消費税申告書付表 2⑧」課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)との差額

「消費税額及び地方消費税額集計表」の課税仕入額と「消費税申告書付表 2⑧」課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)との間に差額が発生する原因は、第一に、修繕準備引当金取崩額があること、第二に、消費税法基本通達 15-2-4 を適用していることにあることが判明し、課税仕入額の計算が適切に行なわれていることを確認した。

第一に、修繕準備引当金については、過年度に引き当てた修繕準備引当金を取崩して修繕に伴う支出を行う場合には、地方公営企業で行なわれる通常の決算処理では、税抜で修繕準備引当金を取崩し、仮払消費税及び地方消費税分のみ当期の修繕費予算執行額として認識される<sup>136</sup>。したがって、消費税計算における課税仕入額は「消費税額及び地方消費税額集計表」の税込課税支出合計だけでなく、修繕準備引当金取崩額(税込)を含めた価額であることを確認した。

第二に、消費税法基本通達 15-2-4 は、課税仕入にかかる消費税は原則として消費税法第 30 条第 1 項に基づいて課税仕入額×4/105 で求められるが、課税仕入の都度、税抜経理方式で領収書または請求書に基づいて税抜価額と仮払消費税に区分している場合は、課税仕入にかかる消費税を仮払消費税×80/100 で計算した額とする処理が認められるものである。ガス事業会計では、この通達を適用した計算を行なっているため、原則的方法で求めた課税仕入税額と差異が生じたのである。

### 2-3-3-3 その他の事項

特定収入割合は 5 パーセント超であり、特定収入に係る仕入税額控除の計算を含め、その他の消費税の計算過程消費税計算過程は適切であり、その結果、すべての消費税計算は適切に行なわれていた。

### 2-3-4 長野県水道事業会計

#### 2-3-4-1 負担金について課否判定の妥当性

負担金について課否判定の妥当性を確かめるため、以下のように内容確認を行った。その他営業収益である負担金の内容は、①修繕費支弁基準に基づき 3 条予算で執行する送配水管布設替工事、②施設損傷等原因者負担金、③水道料金データ提供料、④水質検査受託料、⑤庁舎管理経費負担金であり、①、②の課税区分は、工事費充当分は特定収入、人件費に充当する事務費分は不課税収入、③～⑤は課税である。⑤は川中島庁舎の管理経費の負担金で電気事業会計(共有施設のため)及び庁舎内に事務所を設置する業者からの負担金である。

資本的収入の工事負担金の内容は、①需要家からの申込みを受けて需要家の敷地まで水道

<sup>136</sup> 『公営企業の経理の手引き』(財団法人地方公共団体財務協会、地方公営企業制度研究会編)参照。



管を布設する工事の負担金、②主に下水道工事の必要のため市町からの要請により水道管を布設替する工事の負担金、③市町からの要請による消火栓設置工事の負担金、④水道メーター新設、改造に係る加入金であり、①は需要家に対して対価性があるので全額課税、②は工事費充当分は不課税収入で、人件費に充当する事務費分は特定収入以外の収入である。③は全額課税、④は水道条例に基づき水道メーターの口径ごとに定めた額であり、課税である。

また、工事負担金のうち、地方債償還金に充当されるものはない。

2-3-4-2 「消費税額及び地方消費税額集計表」の課税仕入額と「消費税申告書付表 2⑧」課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)との差額

「消費税額及び地方消費税額集計表」の課税仕入額と「消費税申告書付表 2⑧」課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)との差額は、修繕準備引当金取崩額であることが判明した。過年度に引き当てた修繕準備金を取崩して修繕に伴う支出を行なう場合には、地方公営企業で行なわれる通常の決算処理では、税抜で修繕準備引当金を取崩し、仮払消費税及び地方消費税分のみ当期の修繕費予算執行額として認識される<sup>137</sup>。したがって、消費税計算における課税仕入額は「消費税額及び地方消費税額集計表」の税込課税支出合計だけでなく、修繕準備引当金取崩額(税込)を含めた価額であることを確認した。その結果、「消費税額及び地方消費税額集計表」の課税仕入額と「消費税申告書付表 2⑧」課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)との差額が生じたことについて問題がないことが判明した。

#### 2-3-4-3 その他の事項

特定収入割合は 5 パーセント超であり、特定収入に係る仕入税額控除の計算を含め、消費税計算は適切に行なわれていた。

#### 2-3-5 長野県観光施設事業会計

本則課税を適用し、個別対応方式を選択している。

##### 2-3-5-1 個別対応方式の確認

長野県観光施設事業会計(以下、「観光施設事業会計」という。)は課税売上割合が 95 パーセント未満であり、個別対応方式を選択している。したがって、課税仕入を課税売上に対応するもの、

---

<sup>137</sup> 『公営企業の経理の手引き』(財団法人地方公共団体財務協会、地方公営企業制度研究会編)参照。

非課税売上に対応するもの、両方に共通するものに区分して把握している。これに関して以下の事項を確認した。

非課税売上は、主として用地売上であり、これに対応する課税仕入を非課税売上に対応する課税仕入と把握している。非課税売上に対応する課税仕入は、土地造成費などが典型的である。通常不課税とされる負担金支出のうち非課税売上に対応する課税仕入としているものがあつたが、これは、県庁舎維持管理経費(課税仕入れ)の観光施設事業会計の負担分で、用地売上に対応する用地開発費として支出しているため、非課税売上に対応する課税仕入としたものである。

また、同様に通常不課税支出とされる交付金支出のうち、非課税売上に対応する課税仕入としているものがあつたが、これは、保健休養地の残地等を地元の村に無償譲渡するにあたり、浄化槽施設の維持管理に必要な当面の経費(課税仕入れ)を一括負担したもので、用地売上に対応する用地開発費として支出しているため、非課税売上に対応する課税仕入としたものである。

#### 2-3-5-2 非課税となっている使用料及び賃借料

観光施設事業会計の使用料及び賃借料で非課税となっているものは、観光施設事業会計で管理する戸倉上山田ヘルスセンターの土地の賃借料であり、課税区分は妥当であると判明した。

#### 2-3-5-3 「消費税額及び地方消費税額集計表」の課税仕入額と「消費税申告書付表 2 ⑧」課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)との差額

「消費税額及び地方消費税額集計表」の課税仕入額と「消費税申告書付表 2⑧」課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)との差額は、修繕準備引当金取崩額であることが判明した。過年度に引き当てた修繕準備金を取崩して修繕に伴う支出を行なう場合には、地方公営企業で行なわれる通常の決算処理では、税抜で修繕準備引当金を取崩し、仮払消費税及び地方消費税分のみ当期の修繕費予算執行額として認識される<sup>138</sup>。

したがって、消費税計算における課税仕入額は、「消費税額及び地方消費税額集計表」の税込課税支出合計だけでなく、修繕準備引当金取崩額(税込)を含めた価額であることを確認した。

#### 2-3-5-4 その他の事項

観光施設事業会計は、用地売上(非課税売上)の割合が多く、課税売上割合が95パーセント未満であり、個別対応方式を選択している。特定収入はなく、消費税計算は適切に行なわれていた。

---

<sup>138</sup> 『公営企業の経理の手引き』(財団法人地方公共団体財務協会、地方公営企業制度研究会編)参照。

なお、観光施設事業会計は平成 14 年度で事業を終了し、現在は清算手続中である。

#### 2-3-6 長野県土地開発公社

簡易課税を選択している。

収支計算書等における課税売上高と消費税申告書の課税売上高の一致又は関連性を確認でき、また、消費税申告書の閲覧により消費税額の計算の妥当性が確認された。みなし仕入率の適用についても適切に行われていた。

#### 2-3-7 松本空港ターミナルビル株式会社

株式会社であり特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

課否判定書及び消費税納税計算書に関しては「顧問公認会計士に対して請求したところ、平成 14 年度以前の書類が現段階において物理的に存在しない(データ更新の関係上)。」との回答があり、提出を受けていないため、課否判定についての監査はできなかった。消費税額の計算の妥当性は損益計算書等、消費税申告書の閲覧により確認された。

#### 2-3-8 しなの鉄道株式会社

株式会社であり特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

工事負担金等受入額 14,071 千円を不課税とする課否判定の妥当性を検討したが、工事負担金等受入額は「国、長野県、市町村からの補助金等」であり、この課否判定は妥当であることが判明した。また特別利益・その他 9,540,800 円の課否判定が不明であったが、内容は「役員退職慰労引当金取崩益」であり、不課税であることが判明したため、消費税の納税計算に影響がなく、その計算過程に特に問題はなかった。

以上の点を踏まえ、損益計算書等における決算額と納税計算書における課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。

#### 2-3-9 財団法人勤労者福祉事業団

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が5パーセント以下であ

るので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-10 財団法人長野県長寿社会開発センター

簡易課税を選択している。

収支計算書等における課税売上高と消費税申告書の課税売上高の一致又は関連性を確認でき、また、消費税申告書の閲覧により消費税額の計算の妥当性が確認された。みなし仕入率の適用についても適切に行われていた。

#### 2-3-11 財団法人長野県文化振興事業団

収支計算書等における決算額と納税計算書における課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は、納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が5パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-12 社団法人長野県観光協会

「施設事業会計」における「運営費補助金収入」2,602,420 円が特定収入であるか否かが消費税納税計算書からでは判断がつかなかったため確認を行ったところ、「人件費のみに充てられるため不課税収入の特定収入以外とした」との回答から、その計算過程が妥当であることが判明した。

以上を踏まえ、収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が5パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-13 財団法人長野県中小企業振興公社

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が5パーセント超であり、特定収入の用途の特定及びそれに係る消費税計算過程を納税計算書、消費税申告書等の閲覧により検討した結果、適切に行われていると判断した。

#### 2-3-14 長野県農業開発公社

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。

特定収入割合が 5 パーセント超であり、特定収入の用途の特定及びそれに係る消費税計算過程を納税計算書、消費税申告書等の閲覧により検討した結果、適切に行われていると判断した。

#### 2-3-15 社団法人長野県林業公社

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が 5 パーセント超であり、特定収入の用途の特定及びそれに係る消費税計算過程を納税計算書、消費税申告書等の閲覧により検討した結果、適切に行われていると判断した。

#### 2-3-16 社団法人長野県林業コンサルタント協会

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が 5 パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-17 財団法人長野県公園公社

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が 5 パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-18 財団法人長野県下水道公社

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が 5 パーセント以下で

あるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-19 財団法人長野県建設技術センター

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が 5 パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-20 長野県住宅供給公社

収支計算書等における決算額と納税計算書における課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が 5 パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-21 長野県観光事業株式会社

株式会社であり特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

損益計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。

#### 2-3-22 財団法人国民年金福祉協会

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が 5 パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

#### 2-3-23 株式会社長野協同データセンター

株式会社であり特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

損益計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性

は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。

#### 2-3-24 財団法人廃棄物処理事業団

財団法人廃棄物処理事業団(以下廃棄物処理事業団)は、本来免税事業者であるが、消費税の還付を受けるため、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、あえて課税事業者を選択している。この課税事業者選択が妥当であるか検討を行った。

廃棄物処理事業団は、「廃棄物処理モデル施設の設置、運営」を目的に設立された事業者であり、平成 14 年度においては、施設設置を計画中(建設中)の段階にある。廃棄物処理事業団の収支は「借入金収入で支出をまかなっており、施設設置後、その料金収入ですべてをまかなう。」ことになっている。このため課税売上上に該当する料金収入はゼロであり、一般的には免税事業者となる場合が多い状況であるが、平成 11 年度第 3 四半期分よりあえて課税事業者、個別対応方式を選択し、かつ平成 14 年 6 月までは課税期間の特例<sup>139</sup>を適用し、3 ヶ月ごとの還付申告を行っている。

個別対応方式は、本報告書・第三編 169 頁「1-1-1-4 仕入税額控除」(1)②の通り、課税仕入れをイ. 課税資産の譲渡等(課税売上)にのみ要するもの、ロ. 非課税資産の譲渡等(非課税売上)にのみ要するもの、ハ. 両者共通に要するものに区分するが、平成 14 年度における課税仕入れは、すべて「イ. 課税資産の譲渡等(課税売上)にのみ要するものである。」と廃棄物処理事業団は区分している。

また消費税法基本通達 11-2-12 によると、「イ. 課税資産の譲渡等(課税売上)にのみ要するもの」とは、「課税仕入れを行った課税期間において資産の譲渡等(課税売上)があったかどうかは問わない」とされており、この解釈のもと、平成 14 年度の課税仕入れ(主に施設建設費等)は将来の施設運営による料金収入(課税売上)を得るための支出であると廃棄物処理事業団は位置付けている。

これらの処理、検討は妥当であり、課税事業者の選択は適正であるといえる。また現在借入金収入によって支出をまかなっていることから、3 ヶ月ごとこの還付申告を行っていたことは、施設設立の先行による資金不足を補う上で、妥当かつ合理的であるといえる。

以上の点を踏まえ、収支計算書等における決算額と納税計算書における課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が5パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。

---

<sup>139</sup> 消費税法第 19 条第 1 項。

#### 2-3-25 財団法人木曾地域地場産業振興センター

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が5パーセント超であり、特定収入の用途の特定及びそれに係る消費税計算過程を納税計算書、消費税申告書等の閲覧により検討した結果、適切に行われていると判断した。

#### 2-3-26 財団法人飯伊地域地場産業振興センター

簡易課税を選択している。

収支計算書等における課税売上高と消費税申告書の課税売上高の一致又は関連性を確認でき、また、消費税申告書の閲覧により消費税額の計算の妥当性が確認された。みなし仕入率の適用についても適切に行われていた。

#### 2-3-27 財団法人長野県建築住宅センター

簡易課税を選択している。

収支計算書等における課税売上高と消費税申告書の課税売上高の一致又は関連性を確認でき、また、消費税申告書の閲覧により消費税額の計算の妥当性が確認された。みなし仕入率の適用についても適切に行われていた。

#### 2-3-28 社団法人長野県地域開発公団

収支計算書等における決算額と課否判定書の収入支出の課税非課税不課税区分の合計額の一致又は関連性を確認でき、また、課否判定も問題なく行われていた。消費税額の計算の妥当性は納税計算書及び消費税申告書の閲覧により確認された。特定収入割合が5パーセント以下であるので、特定収入にかかる仕入税額控除の特例の適用はない。



## 第3章 監査意見(組織及び運営の合理化のための提言)

### 3-1 財政援助団体等への委託料に係る消費税について検討すべきこと

(平成14年度の節減可能額最大約91百万円)

県の財政援助団体等は、県行政を補完する立場から公益的事業を実施するために、その設立目的や事業内容を踏まえ、県と委託契約を締結して事業を実施している。他方、県は毎年そのための多額の委託料を支出している<sup>140</sup>。その業務委託そのものや内容の適否の問題は、ここでは立ち入らないが、その支出には多額の消費税が含まれており、県の業務の遂行の仕方(以下で述べる委託方式か補助方式か)によっては、納付する消費税の金額が大幅に減少する可能性もある。このような観点から以下で若干の意見を述べる。

#### 3-1-1 委託方式と補助方式

財政援助団体等と県との間で締結されている委託契約に基づく業務は、消費税の課税取引となることから、県は、その委託料に消費税を加算し各団体等に支払っている。すなわち、県が財政援助団体等へ委託して事業を実施した場合、その資金移動は地方公共団体と公益法人等との別法人間の取引となり、委託料と提供される用役との間に対価性が認められ、消費税法上、課税取引として取扱われるのである。

さらに、前述したように(本報告書170頁「1-1-3 地方公共団体・公益法人等の消費税仕入税額控除の特例の仕組み」参照。)、国または地方公共団体、公共・公益法人等の特例の一つとして、国、地方公共団体等により設立された法人が、国・地方公共団体から補助金等(補助金、交付金、負担金等)として受入れ、かつ、交付要綱等において、その用途が、課税仕入れのための支出として特定された場合には、この補助金等によって賄われた課税仕入れに含まれる税額を控除して仕入控除税額を計算することになっている<sup>141</sup>。

単純な数値を用いて説明すると、仮に課税売上高2,100(内消費税100)、課税仕入れ高1,680(内消費税80)とすれば、補助金等がなければ $100-80=20$ が納付税額となる。補助金収入315

<sup>140</sup> 平成14年度の財政援助団体等への委託料総額は13,102百万円(当初予算額)である。(「県出資等外郭団体の総点検」より。)

<sup>141</sup> 消費税法60条第4項、同施行令第75条第1項第六号、基本通達16-2-1、16-2-2。消費税法では、委託料とすれば、すべて消費税の課税取引とし、補助金等として交付した場合にしか当該特例の適用がないとの取り扱いになっている。

が課税仕入れに充てられたとして特例を適用すると、課税仕入れ高 1,680(内消費税 80)のうち、315(内消費税 15)が補助金で賄われたことになるため、仕入控除税額は  $80-15=65$  となり、納付税額は  $100-65=35$  となって補助金のない場合より補助金に含まれる消費税分だけ納付税額が多くなる。しかし、補助金等が人件費等の不課税支出にのみ充当されているのであれば、仕入控除税額は 80 であり、納付税額は 20 である。

上記 315 が委託料収入の場合は、課税売上高が 2,415(内消費税 115)、課税仕入れ高 1,680(内消費税 80)となり、納付税額は  $115-80=35$  となる。人件費等の不課税支出に充当するのであれば、委託料として支出するより、補助金として支出する方が納付税額は少なくなるのである。

この特例を適用し、委託契約に基づく委託料(委託方式)を、県が課税収入である委託料ではなく課税対象外収入である補助金(補助方式)として支出した場合、消費税(地方消費税を含む)の節減効果をもたらす可能性がある。

### 3-1-2 委託料と補助金

委託料とは、地方公共団体が、事務事業の委託を受けた受託者に対して支払う委託業務の対価である<sup>142</sup>。他方、補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために、地方公共団体が、公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである<sup>143</sup>。対価性の有無という点に両者の違いがあり、この点が消費税の扱いにおいて重要な相違点となる。

### 3-1-3 委託方式から補助方式への変更－滋賀県の事例

前述(簡単な数値例)のとおり、県と財政援助団体との間の関係の形式について、委託方式と補

---

<sup>142</sup> 地方公共団体における委託料について、『〔四訂〕地方公共団体・歳入歳出科目解説』<sup>142</sup>によれば、「普通地方公共団体は諸種の事務事業を行っているが、本質的に地方公共団体自身が行わなければならないものは別として(地方自治法第 252 条の 14 の例外がある。)、それ以外の事業については、他の機関あるいは特定の者(以下、「受託者」という。)に委託して行わせることができるものであるとされている。委託できる事務事業について、さらに具体的にみると法律行為又は事実行為であり、これらの行為は法令に根拠を置く、いわゆる公法上の契約と称されるもの、例えば、証券の取り立ての再委託(自治令 157)、歳入の徴収又は収納の委託(同令 158)、支出事務の委託(同令 165 の 3)、公の施設の管理委託(自治法 244 の 2 第 3 項)、事務の委託(同法 252 の 14)とそれ以外の私法上の契約に(一般に委託契約と呼ばれるもののほか、運送契約、信託契約、手形契約等と呼ばれるものも含まれる。これらは当該団体が直接実施するよりも、他のものに委託して実施させることのほうが効率的であるもの、すなわち、特殊の技術、設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究といったものである。)に基づくものである。」とされている。

<sup>143</sup> 地方公共団体が補助金を支出しうることについて、地方自治法第 232 条の 2 は「普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定している。補助金には法令に基づくものと予算措置によって行われるものの 2 種類がある。

助方式とでは、消費税額が異なる場合がある。委託方式から補助方式へ変更したことにより、消費税額が減少した事例(滋賀県の事例)があるので、先行例として概要を確認する。

平成 13 年度の滋賀県の包括外部監査では、財団法人滋賀県文化振興事業団、財団法人びわ湖ホール及び財団法人滋賀県陶芸の森の3つの財政援助団体(県出資法人)の消費税について監査が実施された。

監査報告によれば、これらの各財団は、不課税支出となる人件費を含む運営管理費等を県からの資金、すなわち、平成 10 年度及び平成 11 年度は、ともに委託料収入として、平成 12 年度は、文化振興事業団、びわ湖ホールは補助金等(要綱交付)で、陶芸の森は従来通り委託料収入として受入れ、財源としている。

県と財政援助団体との関係が、上記の2つの団体において、委託関係から、補助関係に変更されたことによって、下記のとおり、平成 12 年度の消費税額は減少する結果となっている。

(表 4) 各財団消費税等支払状況 (単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
文化振興事業団	45,561	43,127	1,579
びわ湖ホール	—	—	1,005
陶芸の森	5,190	5,045	4,558
計	50,751	48,172	7,142

(出典:平成 13 年度滋賀県包括外部監査報告書)

このように、委託方式から補助方式に切り替えたことについて、県所管課は次のように説明している。

「県では、平成 10 年度から「財政構造改革指針」を策定し、財政の健全化の確保に努め、効率性、効果性などの視点から各事務事業の見直しを積極的に行ってきた。

こうした中で、従前から県事業として、県が財団等に委託してきた事業のうち、一定の収入が見込まれること、県が事業を企画しそれを委託するよりも、財団等の自主的な企画に任せた方が、他の事業等の関連から効率的であること、財団等に一定のノウハウの蓄積があること等の点から、県事業として、県が財団に委託するより、財団等の自主的な事業として県が一定助成するほうが効率的、効果的であると判断されるものについて、委託事業から補助事業へ組み替えることとした。

このようなことから、文化振興事業団においては、平成 10 年度に 5 文化芸術会館を統合して 2 年が経過し、統合後の事業についても軌道に乗ってきたこと、設立から永年が経過し知識や技術の蓄積が十分あること、また、自主事業や貸し館利用においても収入があることから、県が財団に委託するより、財団の自主的な事業として県が助成する方が効率的、効果的であると判断し委託事業から補助事業に組み替えたものである。

びわ湖ホールにおいては、平成 10 年 9 月 5 日の開館から 2 年が経過し、事業も軌道に乗りつつあり、

専門性や知識も十分有しており、また、自主事業や貸し館利用においても収入が見込まれることから文化振興事業団と同様に委託事業から補助事業に組み替えたものである。」

他方、陶芸の森については、「陶芸の森の事業は、県の陶芸産業の振興と文化の向上を目的として県の責任で展開しており、また、財団の自主事業による収入も少ないことから、財団の自主事業を県が支援するということだけでなく、あくまで県からの委託事業として実施すべきである。」としている。

地方公共団体が財政援助団体の事業を資金的に措置するにあたり、それを委託方式であるのか、補助方式であるのかは、上記のとおり、消費税額を左右する。監査報告によれば、まず、文化振興事業団については、平成 10 年及び平成 11 年度の職員費の合計は、1,776 百万円であり、これに対して県が財団に委託料として支払った額は 1,865 百万円である。すなわち、消費税等相当額の約 89 百万円が、事業団の職員費よりも多額に県の負担として発生していることになる。補助方式に変更した平成 12 年度は、人件費にかかる県からの収入は、支払額と同額となり、県の負担はその分、軽減された結果となっている。

この点について、監査報告書では、「主管課で主張している県行政において必要な委託料と補助金の性格付けで対処する姿勢に問題がある。財団組織で運営するということは、県という非課税団体でなく、課税団体となることから、その経済的、効率的運営の範囲に租税に対する適切な対応も含まれるとの認識不足が招いた結果といえる」としている。

すなわち、監査報告は、補助方式によらず、委託方式によってきた、「性格付け」そのものに適切性の点から「問題がある」と結論付けている。

他方、陶芸の森については、現在もすべて委託方式によっていることに触れ、平成 10 年度に委託方式とした場合、平成 10 年度から平成 12 年度で約 13 百万円の支出削減が図れることから、「厳しい県財政の中、財団組織で運営する以上、県行政での性格付けで対処するとの硬直的な発想ではなく柔軟に対応し、財団の経済的、効率的運営をする必要がある」としている。

#### 3-1-4 長野県の財政援助団体の委託業務と委託料

次に、長野県における県と財政援助団体等との間の関係の形式について確認する。

県と委託関係にある財政援助団体の平成 13 年度及び平成 14 年度の、①委託契約の業務内容及び委託料(カッコ内は人件費の内書)、②委託料合計額(カッコ内は人件費の内書)、③組織(平成 14 年度)の人員概要は次のとおりである。なお、委託料は非課税・不課税取引額を控除し、消費税法上の課税取引とされる金額を消費税等込みの金額で示している。また、人件費は委託料精算書等の報酬、給料、職員手当、共済費、賃金の合計額である。

##### 3-1-4-1 長野県土地開発公社

①-1 あっせん事業:事業用地取得のための実地踏査、事業説明会の開催、補償金の算定、

用地交渉、契約の締結及びこれらに付随する事務等。

平成 13 年度 45,107,044 円

平成 14 年度 104,176,800 円

委託料は取得額の総額に 4 パーセントを乗じた額以内とされている<sup>144</sup>。

①-2 受託事業：道路改良事業等に伴う物件調査等業務。

平成 13 年度 32,075,400 円

平成 14 年度 8,087,100 円

委託料は建設技術センター受託料算出基準により、本工事設計額に基準率を乗じた額である。

② 委託料合計額

平成 13 年度 77,182,444 円

平成 14 年度 112,263,900 円

③ 組織

職員 47 名（プロパー 47 名）、常勤役員 2 名（県派遣 1 名、県OB1 名）

#### 3-1-4-2 財団法人長野県国際交流推進協会（免税事業者）

①-1 外国籍県民くらしのサポーター設置事業：外国籍県民のための下記の相談業務等。

ア 県の行政サービスに関する相談への対応

イ 専門相談事項の関係機関への紹介・あっせん

ウ 県の相談機関等におけるポルトガル語の通訳・翻訳

エ 小中学校における外国児童・生徒の生活相談及び母国語指導補助

オ その他、外国籍県民の日常生活に関する相談への助言

平成 13 年度 1,079,895 円（863,916 円）

平成 14 年度 15,149,991 円（12,341,496 円）

①-2 海外技術研修員日本語研修：長野県海外技術研修員受入事業にかかる長野県海外技術研修員の一般研修業務。

平成 13 年度 382,000 円

平成 14 年度 382,000 円

② 委託料合計額

平成 13 年度 1,461,895 円（863,916 円）

平成 14 年度 15,531,991 円（12,341,496 円）

③ 組織（平成 14 年度）

---

<sup>144</sup> 「土地事業用地の取得業務及び物件等調査業務の委託に関する協定書」第 5 条に規定。

職員 8 名 (県派遣 3 名、非常勤職員 5 名)

#### 3-1-4-3 財団法人長野県勤労者福祉事業団

①-1 諏訪湖勤労総合福祉センター管理等に関する事務:長野県諏訪湖勤労総合福祉センターの運営管理、使用料の徴収事務。

平成 13 年度 178,389,904 円 (92,394,346 円)

平成 14 年度 182,138,832 円 (109,620,175 円)

①-2 勤労者福祉センター管理等に関する事務:長野県勤労者福祉センターの運営管理、使用料の徴収事務。

平成 13 年度 109,968,474 円 (63,276,637 円)

平成 14 年度 104,870,407 円 (62,023,160 円)

①-3 男女共同参画センターの管理等に関する事務:長野県男女共同参画センターの管理運営、活動促進事業、使用料の徴収事務。

平成 13 年度 97,460,520 円 (55,230,198 円)

平成 14 年度 94,819,620 円 (54,028,746 円)

#### ② 委託料合計額

平成 13 年度 385,818,898 円 (210,901,181 円)

平成 14 年度 381,828,859 円 (225,672,081 円)

#### ③ 組織

職員 30 名 (県OB4 名、県派遣 5 名、プロパー20 名、嘱託 1 名)

#### 3-1-4-4 財団法人長野県長寿社会開発センター

①-1 長野県老人大学の運營業務:高齢者の仲間づくりと知識の涵養に努めながら、生きがいと健康づくりを図り、積極的な社会参加の実践者を養成するための長野県老人大学の運營業務。

平成 13 年度 60,626,000 円 (33,455,000 円)

平成 14 年度 59,144,000 円 (32,543,000 円)

①-2 その他の委託事業:仲間づくり支援事業、さわやか信州ねんりんピック、全国健康福祉祭派遣事業に関する業務。

平成 13 年度 23,131,000 円

平成 14 年度 なし

#### ② 委託料合計額

平成 13 年度 83,757,000 円 (33,455,000 円)

平成 14 年度 59,144,000 円 (32,543,000 円)

③ 組織

職員 24 名 (県派遣 6 名、県OB13 名、社協 4 名、その他 1 名)

3-1-4-5 財団法人長野県文化振興事業団

①-1 県民文化会館、伊那文化会館、松本文化会館、飯田創造館及び佐久創造館(以下、「文化会館等」という)の管理運営業務、文化会館等の使用料の徴収に関する業務等。

平成 13 年度 1,149,780,871 円(457,785,645 円)

平成 14 年度 1,050,292,224 円(437,351,637 円)

①-2 信濃美術館の管理運営、使用料の徴収に関する業務等。

平成 13 年度 229,366,149 円(102,728,857 円)

平成 14 年度 222,484,664 円(100,988,170 円)

①-3 県立歴史館の管理運営、使用料の徴収に関する業務等。

平成 13 年度 451,421,279 円(239,308,938 円)

平成 14 年度 433,251,616 円(228,780,560 円)

①-4 県または県教育委員会の依頼による埋蔵文化財発掘事業。

平成 13 年度 206,018,000 円

平成 14 年度 289,406,000 円

①-5 その他の委託事業:

平成 13 年度 15,549,616 円(9,310,590 円)

県立歴史館遺物整理保存処理事業(緊急雇用対策事業)

11,337,299 円(6,203,402 円)

県立歴史館の未処理データ整理・入力事業等(緊急雇用対策事業)

3,706,517 円(3,107,188 円)

情報通信技術講習事業 505,800 円

平成 14 年度 22,791,680 円(19,954,876 円)

緊急雇用創出特別基金事業 22,791,680 円(19,954,876 円)

② 委託料合計額

平成 13 年度 2,052,135,915 円(809,134,030 円)

平成 14 年度 2,018,226,184 円(787,075,243 円)

③ 組織

職員 166 名 (県派遣 74 名、県OB19 名、プロパー40 名、その他 9 名、臨時職員 24 名)、非常勤職員 2 名、常勤理事 2 名 (県派遣1名、県OB1 名)、非常勤役員 14 名 (県派遣 3 名)

### 3-1-4-6 財団法人長野県観光協会

①-1 観光宣伝業務：県外観光案内所（東京、名古屋、大阪及び九州に所在する観光情報センター）における観光宣伝。

平成 13 年度 26,115,000 円（19,312,000 円）

平成 14 年度 54,094,437 円（32,592,815 円）

①-2 英語版観光ホームページ作成に係る業務：県の海外での知名度増進と観光魅力を宣伝するため英語版の観光ホームページ等の作成。

平成 13 年度 3,800,000 円

平成 14 年度 なし

①-3 スキーに行こう！大作戦事業業務（誘客促進業務）：スキー場利用者の減少傾向にある県内への観光客の入込促進を図るため、統一テーマのもと、各モデル地区での取組などを全県的に集積・統合し、効果的な情報発信を行い、実体のある誘客キャンペーンを展開する。

平成 13 年度 なし

平成 14 年度 3,857,910 円

①-4 観光プロモーション用画像素材整備業務：県の魅力ある観光資源、特産物等に関する画像の収集・整理、長野県観光協会及び長野県観光情報センター、マスコミ等への貸し出し。

平成 13 年度 なし

平成 14 年度 5,700,000 円

### ② 委託料合計額

平成 13 年度 29,915,000 円（19,312,000 円）

平成 14 年度 63,652,347 円（32,592,815 円）

### ③ 組織

職員 42 名（県派遣 4 名、プロパー 31 名、臨時職員 7 名）

### 3-1-4-7 財団法人長野県中小企業振興公社

①-1 緊急発注開拓推進事業：県内中小企業の受注を確保するために発注開拓推進員を公社の東京支所・名古屋支所・大阪支所に配置し、企業等訪問による発注情報及び業界情報の収集、工場立地パンフレットの配布、立地情報の収集（緊急雇用創出特別基金事業）。

平成 13 年度 3,921,631 円（3,050,687 円）

平成 14 年度 22,582,919 円（17,206,116 円）

①-2 信州創業塾開発事業：離職者等を対象に創業に必要な経営理念、財務管理、生産管理、マーケティング等の経営管理技術等を修得するための研修の開催（緊急雇用創出特別基金事業）。



平成 13 年度 1,144,000 円

平成 14 年度 なし

①-3 産業支援ポータルサイト構築事業:県内の各支援機関の各種支援情報を創業者や中小企業者等に総合的・体系的に提供するとともに、各種相談に対する助言をEメールで行うシステムを構築するためのシステム基本設計及び各種データの収集等(システム基本設計、HP開設企業の調査、分類、整理等)。

平成 13 年度 3,416,700 円(2,822,759 円)

平成 14 年度 12,252,450 円(10,739,978 円)

①-4 中小企業高度化事業診断事業:高度化資金の貸付予定先に対する計画診断並びに貸付先に対する運営診断及び事後助言業務。

平成 13 年度 4,111,800 円

平成 14 年度 1,890,000 円

①-5 中小企業情報センターの管理業務:長野県中小企業情報センターの管理運營業務。

平成 13 年度 88,618,080 円(84,193,172 円)

平成 14 年度 74,075,782 円(70,343,364 円)

①-6 県産品販路開拓業務:大消費地(首都圏、北陸地区、中京地区、関西地区)における商社、卸売業者、小売業者、消費者に対する本県産品の宣伝、紹介等。

平成 13 年度 1,700,000 円(1,392,000 円)

平成 14 年度 なし

①-7 海外取引アドバイザー事業:「海外取引アドバイザー」を公社本所・同南信駐在員事務所配置し、中小企業が海外取引を行う場合の様々な問題や課題に対して、状況に応じたアドバイスをを行う。

平成 13 年度 なし

平成 14 年度 9,044,504 円(7,164,790 円)

①-8 商品化・販路開拓支援事業:商品企画や営業経験の豊富な企業経験者をアドバイザーとして雇用し、高度なノウハウや人的ネットワークを活用して中小企業の商品開発、市場・販路開拓を支援する(緊急雇用創出特別基金事業)。

平成 13 年度 なし

平成 14 年度 9,986,489 円(8,760,418 円)

①-9 県産品イメージアップ業務:インターネット上で長野県産品を紹介するサイトを構築し、県産品のPRを図るとともに、平成 14 年度に公社が中心となって構築する「バーチャル物産館」と県の観光ポータルサイト「さわやか信州旅ネット」との連携を促進する。

平成 13 年度 なし

平成 14 年度 3,052,287 円(2,562,413 円)

② 委託料合計額

平成 13 年度 102,912,211 円(91,458,618 円)

平成 14 年度 132,884,431 円(116,777,079 円)

③ 組織

職員 65 名(県派遣 28 名、プロパー 20 名、金融機関派遣 2 名、公社嘱託 6 名、臨時職員 9 名)

3-1-4-8 社団法人長野県林業公社

①-1 県道管理維持業務:上高地乗鞍林道(平成 14 年 3 月維持管理終了)、妙義荒船林道(平成 15 年 3 月維持管理終了)の維持管理業務。

平成 13 年度 21,747,142 円(16,103,553 円)

平成 14 年度 22,045,783 円(18,921,005 円)

①-2 乗鞍高原園地工事監督補助事業:乗鞍高原園地工事に伴う施工指導、竣工立会等の監督業務。

平成 13 年度 987,000 円(492,929 円)

平成 14 年度 966,000 円(769,623 円)

①-3 県営林調査受託事業:県営林、県行造林の立木調査業務。

平成 13 年度 1,417,500 円(902,340 円)

平成 14 年度 なし

①-4 県営林管理受託事業:県有林の保護巡視業務。

平成 13 年度 567,000 円(392,487 円)

平成 14 年度 544,950 円(478,717 円)

①-5 保安林等調査受託事業:保安林等における調査測量業務。

平成 13 年度 158,823,000 円(48,524,073 円)

平成 14 年度 137,235,000 円(49,335,673 円)

①-6 森林公園等管理受託事業:塩嶺鳥獣保護普及センターの管理業務。

平成 13 年度 1,814,400 円(1,484,656 円)

平成 14 年度 1,814,400 円(1,499,418 円)

①-7 間伐展示林設置事業:森林の持つ公益的機能を高度に発揮する針広混交林へ誘導するための間伐展示林の設置(緊急地域雇用特別基金事業)。

平成 13 年度 なし

平成 14 年度 8,694,000 円(7,728,060 円)

② 委託料合計額

平成 13 年度 185,356,042 円(67,900,038 円)

平成 14 年度 171,300,133 円(78,732,496 円)

③ 組織

職員 11 名 (プロパー11 名)、常勤役員 2 名 (県派遣 2 名)

3-1-4-9 社団法人長野県林業コンサルタント協会

①-1 県営林道事業: 県営林道開設事業に伴う林道測量、林道設計業務。

平成 13 年度 24,435,000 円

平成 14 年度 36,800,000 円

①-2 治山事業: 治山事業に伴う溪流測量、山腹測量、溪流設計、山腹設計などの業務。

平成 13 年度 454,380,000 円

平成 14 年度 207,900,000 円

①-3 林野調査事業: 地形地質土壌調査、現地踏査、林況植生調査、立木調査等の調査業務。

平成 13 年度 28,490,000 円

平成 14 年度 305,140,000 円

② 委託料合計額

平成 13 年度 507,305,000 円

平成 14 年度 549,840,000 円

③ 組織

職員 53 名 (県派遣 3 名、県OB2 名、プロパー48 名)、常勤役員 2 名 (県派遣 1 名)

3-1-4-10 長野県道路公社

① 新和田トンネル有料道路事業: 新和田トンネル有料道路 (延伸) 事業に係る基本協定に基づく一般国道 142 号国庫補助道路改良事業の建設に係る業務。

平成 13 年度 26,122,000 円

平成 14 年度 28,724,000 円

協定金額 (委託金額) は工事請負費と事務費の合計額であるが、実質的な委託料は事務費であり、事務費比率は協定金額の 2 パーセントとなっている。

② 委託料合計額

平成 13 年度 26,122,000 円

平成 14 年度 28,724,000 円

③ 組織

職員 37 名 (県派遣 26 名、県道路課 2 名、プロパー5 名、嘱託 4 名)

### 3-1-4-11 財団法人長野県公園公社

①-1 松本広域公園の管理受託事業:松本平広域公園の施設の運営管理、植物管理、清掃業務、施設の維持修繕、パークボランティアの活動支援、使用料の徴収。

平成 13 年度 577,789,000 円(113,686,241 円)

平成 14 年度 595,754,000 円(116,376,801 円)

①-2 南信州広域公園の管理受託事業:南信州広域公園の施設の運営管理、植物管理、清掃業務、施設の維持修繕、使用料の徴収(平成 14 年度で終了)。

平成 13 年度 59,789,000 円(240,000 円)

平成 14 年度 59,070,000 円(240,000 円)

①-3 烏川溪谷緑地維持管理業務:烏川溪谷緑地の維持管理及び運営。

平成 13 年度 なし

平成 14 年度 9,765,000 円(2,371,200 円)

② 委託料合計額

平成 13 年度 637,578,000 円(113,926,241 円)

平成 14 年度 664,589,000 円(118,988,001 円)

③ 組織

職員 25 名(県派遣 9 名、プロパー 4 名、嘱託 5 名、臨時職員 7 名)、常勤役員 1 名(県派遣 1 名)

### 3-1-4-12 財団法人長野県下水道公社

流域下水道管理業務:官渠、ポンプ場、処理場等下水道の運転管理業務、水質管理業務、保守点検業務、修繕業務、環境保全業務、その他流域下水道の維持管理に係る業務。

①-1 諏訪湖流域下水道維持管理業務

平成 13 年度 1,439,197,000 円(114,579,770 円)

平成 14 年度 1,346,525,000 円(120,801,381 円)

①-2 千曲川流域下水道(下流処理区)維持管理業務

平成 13 年度 602,210,000 円(84,885,125 円)

平成 14 年度 589,730,000 円(87,234,132 円)

①-3 千曲川流域下水道(上流処理区)維持管理業務

平成 13 年度 388,190,000 円(73,484,211 円)

平成 14 年度 443,981,000 円(79,049,059 円)

①-4 犀川安曇野流域下水道維持管理業務

平成 13 年度 329,000,000 円(71,708,090 円)

平成 14 年度 346,972,000 円 (74,314,152 円)

② 委託料合計額

平成 13 年度 2,758,597,000 円 (344,657,196 円)

平成 14 年度 2,727,208,000 円 (361,398,724 円)

③ 組織

職員 43 名 (県派遣 21 名、市派遣 2 名、町派遣 3 名、プロパー 13 名、嘱託 4 名)

3-1-4-13 財団法人長野県建設技術センター

①-1 現場技術業務:請負工事の契約の履行に必要な資料の作成、請負工事の施工状況の照合、積算、現場監督、工事検査の立会い等。

<委託対象としている工事>

ア 事務所から現場までの距離が遠い遠隔地工事現場で現場までの所要時間がかかり監督員だけでは適正な現場施工監督が困難な箇所。

イ 地形地質が複雑に変化していて設計変更等が見込まれ積算に必要な現地調査をはじめ図面作成等が多い箇所。

ウ 検査、立会い等が多く適正な品質管理、出来高管理が必要な箇所。

エ 高度な技術力及び技術的な判断または助言を要する箇所。

平成 13 年度 264,240,000 円

平成 14 年度 235,760,000 円

①-2 路面復旧施工業務:県単道路占用路面復旧に伴う測量設計及び施工管理。

平成 13 年度 212,226,740 円

平成 14 年度 186,416,190 円

委託料は県との協定書に基づき下記により算出される。

委託料 = 工事請負費 × 1.05 × 0.072

①-3 土木部専門研修業務:土木部専門研修計画に基づく研修の開催。

平成 13 年度 1,900,000 円

平成 14 年度 1,100,000 円

①-4 土木部以外その他業務:遊歩道整備の施工管理等

平成 13 年度 2,600,000 円

平成 14 年度 5,670,000 円

② 委託料合計額

平成 13 年度 480,966,740 円

平成 14 年度 428,946,190 円

③ 組織

職員 51 名 (県派遣 2 名、プロパー 49 名)、常勤役員 3 名 (県派遣 3 名)

#### 3-1-4-14 長野県住宅供給公社

①-1 県営住宅管理業務: 県営住宅の有効かつ適切な維持保全のための下記の業務。

<委託内容>

ア 入居及び退去に関する業務

イ 団地巡回業務

ウ 維持修繕業務

エ 設備の保守点検業務

オ 苦情処理に関する業務

カ 入居者指導に関する業務

キ 県営住宅管理システムへの入力

ク 各種届、申請書等の受理及び取り次ぎに関する業務

ケ 各種書類の発送に関する業務

コ 上記に附随する業務

平成 13 年度 861,355,000 円 (61,058,000 円)

平成 14 年度 853,373,000 円 (60,992,000 円)

①-2 職員宿舍管理業務: 職員宿舍の維持修繕業務、設備の保守点検等。

平成 13 年度 71,081,402 円 (4,352,063 円)

平成 14 年度 85,622,961 円 (3,866,489 円)

①-3 仙丈荘改修工事設計業務: 独身寮である現建物について、主体構造部を変えないまま寮室、食堂等を单身用に改修するための工事設計。

平成 13 年度 4,200,000 円 (1,917,170 円)

平成 14 年度 なし

② 委託料合計額

平成 13 年度 936,636,402 円 (67,327,233 円)

平成 14 年度 938,995,961 円 (64,858,489 円)

③ 組織

職員 56 名 (プロパー 56 名)、常勤役員 3 名 (県派遣 1 名、プロパー 2 名)

#### 3-1-4-15 財団法人暴力追放県民センター(免税事業者)

①-1 暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習業務: 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 1 項同条第 2 項に基づき、暴力団からの被害を防止するため、各事業